

## 平成28年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年4月7日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- |           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二  | 1番 永富 典雄   | 2番 野村 久幸   |
| 3番 藤井 英雄  | 4番 野尻 涉    | 5番 吉村 信男   |
| 6番 安部 好恵  | 7番 馬屋原 眞一  | 8番 安富 法明   |
| 9番 三好 堯   | 10番 俵 薫    | 11番 平嶋 康秀  |
|           |            | 14番 田口 幸雄  |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 |            |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二  | 20番 阿座上 五六 |
|           | 22番        | 23番 井町 哲   |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧   | 26番 岸 英法   |
| 27番 三戸 勲  | 28番 山中 佳子  | 29番 中野 修   |
| 30番 藤岡 和文 |            | 32番 吉村 徹   |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司  | 35番 伊藤 太一  |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二  |            |
- 4 欠席委員
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 12番 三好 睦子 | 13番 大野 龍男 | 17番 中島 紘一 |
| 21番 原田 一馬 | 31番 野村 孝  |           |
- 5 事務局
- |            |          |                 |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 補佐 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也        |
| 美東総合支所分室長  | 長尾 加代子   | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

	午後 2 時開会
事務局	互礼。
議長	只今より平成 2 8 年第 4 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。議事に入る前に職員の異動がありましたので事務局の方より紹介をお願いいたします。
事務局	4 月 1 日の異動によりまして秋芳総合支所の農業委員会の分室長が変わっておられます。昨年までは権上さんがされておりましたが 4 月 1 日からは三原主幹が分室長になられましたので、ご紹介いたします。
三原分室長	4 月 1 日付で異動になりました秋芳総合支所 建設経済課 三原義男と申します。2 5 年市役所におりますが初めての部署でございます。何も分かりませんが一生懸命頑張っていきますので宜しくお願いいたします。
議長	<p>ありがとうございます。それでは本日の出席委員は 3 6 名中、3 0 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 1 3 番 大野委員、1 7 番 中島委員、2 1 番 原田委員、3 1 番 野村委員。中島委員につきましては先月の総会前より入院中ということでございます。また詳しい事が分かりましたら、ご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定による議事録署名委員を私の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。2 6 番 岸委員、3 6 番 桑原委員。宜しくお願いいたします。会議に先立ちまして 4 月 1 日より県の方の事務処理が若干、変わっておりますので、そのへんを含めて開会の挨拶としたいと思います。今まで農業会議委員という呼び方で呼ばれておりましたが 4 月 1 日より農業会議の名称が常設審議委員会に変わりました。それと今まで山口県農業会議という名称でしたが、こちらも若干、名称が変わりまして一般社団法人 山口県農業会議というふうなかたちになります。常設委員の中に、何故かよく分かりませんが、美祢市から 4 名の常設委員が出ております。他の市町からすると非常に多い数字になります。一人は私でございます。西部地区の女性委員代表で安部委員が出ておられます。それから、これまでは市長、副市長と変わっていったのですが山口県の市町会の代表で今回より農林課長の志賀さんが出られます。それと、もう一人は美祢市からということでございますが直接、美祢市と関係者ではございませんが山口県農業協同組合中央会の代表で中島さんが出ておられます。4 人おられますので、こちらもおわせてご紹介をしておきます。それでは議事に入りしたいと思います。</p>

事務局	<p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。色々、問題がありますので1番から4番までを議題といたします。5番につきましては1番から4番の審議が終わった後に上程をしたいと思います。宜しくお願いいたします。事務局より4番までの議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>4件朗読。</p> <p>1件目。耕作管理が困難な土地所有者からの売買の申し出を受け新規に農地を取得されるものです。譲受人は20年来、実家の農業に携わり、農機具等については地区の共同利用のものを主に使用することをございます。この件につきまして農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てをみたしていると考えます。</p> <p>2件目。1件目と同一の新規農地取得者である譲受人が市外に住み耕作管理が困難な譲渡人からの売買の申し出を受け農地を取得するものです。この件につきまして農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てをみたしていると考えます。</p> <p>3件目。耕作管理が困難な土地所有者から売買の申し出を受け、隣地の耕作者でもあるということで譲受人がこれを受けたものをございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてをみたしていると考えます。</p> <p>4件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請地の隣接地を耕作管理しておる譲受人に対して農地を売り渡すものです。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てをみたしていると考えます。以上をございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番、4番につきまして現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
32番	<p>32番、吉村です。3月30日に会長、事務局、私、野村委員によって現地調査をいたしました報告をいたします。案件が多いので簡潔な説明になりますことを、ご理解いただきたいと思います。3番ですが先程、事務局から説明がありました通り全部耕作されておられますので別段、問題ないと考えます。4番ですが●●さんも耕作管理を十分しておられますので問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(3番の担当地区委員、欠席)</p>

19番	19番、田中でございます。4番ですが問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) 1番、2番につきましては新規就農でございますので説明等ございません。1番から4番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。1番から4番につきまして全員、賛成。よって原案の通り決定いたします。続きまして5番にうつります。なぜ5番だけ分離をしたかということから説明をしたいと思います。先に資料として農用地利用集積計画を出していただきたいと思います。10ページの29番になります。これまで利用集積計画によって農事組合法人等への貸し付けをされておられる方が新たに農地を取得される場合には別段、問題はございませんでした。貸しておって買う場合には問題ありませんでした。これは、この時に貸しながら何故、規模拡大をしなければいけないのかというところに若干の問題があるのではないかとするので他の案件と一緒に審議をされると時間がかかると思いましたので、私の方で勝手に分けて審議をしていただくことにいたしました。この案件につきまして事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 5件目。譲受人が自宅近くの耕作地に隣接する申請地を取得したいところ、相続財産管理人がおり、相続財産管理人である譲渡人が山口家庭裁判所の許可により、この申請地を譲受人にたいして売り渡すものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しておりますが先程、申された通り一方で貸し付けの状況もでございます。また農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査の報告をお願いいたします。
32番	32番、吉村です。●●●●さんの自宅のそばの農地を取得するもので問題ないと思いますが詳細については会長、事務局からありました通りでございます。当日、●●さんの耕作地において立会した際、カヤ、雑木等が生えておりました。その件については綺麗にして下さいという指摘がございました。以上でございます。

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
35番	35番、伊藤です。現地調査では、畑としての機能が問題であるということで、すぐに鋤いて畑らしくして下さいという指導がありました。今日も見てまいりましたが一応、鶏小屋等は片付いております。畑は、いつやってですかと聞くと2、3日後にはやりますという話をしてきました。以上です。
議長	ありがとうございます。申請人による利用集積によって農地を公社に貸し渡す件について、それと同時に新しい農地を取得するという問題について、耕作管理をきちんとしている、実際に農地を増やさなければいけないということについて法的な根拠で、これは問題ではないということが明らかになる部分があれば事務局より説明が出来たら宜しくお願いいたします。
7番	利用権設定すると、お金はもらえるのですか。
議長	この場合は、どうなのか分かりません。
7番	貸しておって買うなど、そんなことはいけないと思います。説明をお願いします。
事務局	3条で買われる場合、本来は自分の農地を法人以外に利用権設定をしておった場合、以前ですと全部解約をして全農地を効率的に耕作しないといけないということでしたが若干、法の運用の改定がございまして貸し付けた農地が効率的に利用されておればよいという改正がございました。今までは法人は良かったのですが今度は個人に対しても貸しておる農地が綺麗に耕作管理できておればよいですよといった内容になっております。もう1件は今回、利用集積のほうで●●さんが機構に貸し付けを行っております。解約をして付け替えと同じ原理だろうと思います。ですので、この4筆につきまして機構を通して認定農業者の方へ貸し付けをされます。●●●●さんでございます。そちらの認定農業者へ貸されますので、●●●●さんの方は耕作者協力金の助成金が入るものと思っております。以上です。
議長	今、事務局から説明がありましたが、これはあくまで貸し付けておる者がきちんと管理ということでございます。買うのと同時に貸し付けるということについては、いかななものなのかというのが多分、委員の皆さんの疑問ではないかと思っております。それと馬屋原委員からの意見は貸し付けることによって補助金を取る。そして別の土地を買う。ある意味で悪く考えれば貸し付けを繰り返し





事務局	<p>今回、機構を通してあります。今まで作り手さんがいらっしゃったのを解約してまで機構を通して認定農業者の方に付け替えをされるということがあったと思います。その例と同じように何ら差し支えございません。国の方も全国的に、毎年23万ヘクタールの利用集積を目標に上げております。26年、27年の実績が非常に上がっていないということもありまして機構を利用するという方向へ転換しておる状況でございます。従いまして昨年の秋から課税強化という言葉も出てまいりました。機構を通せば固定資産税が下がりますよと税制の改正も行われるようであります。全国的に利用意向調査を実施しております。農業振興地域内農地、すなわち機構の対象になりますけれど機構に預けなくて、なおかつ耕作もしないという方については機構と協議をして29年度から税金が上がるというふうになります。これは閣議決定がされており実際に3月末で法案が出てくるということをおも聞いておりましたが、まだ法案が示されていないようでありますので、そのへんは何とも言えませんが機構を今後、活用していくという方向が国の政策であります。</p>
11番	<p>それは機構を使うという趣旨が違うのではないですか。自分の土地を増やして、作るから買うと行って中間管理機構に出して次を買うという。自分で作ろうという気はないということですよ。</p>
8番	<p>2つ一緒に話をされて、一つは公社に預けて補助金をもらう。一つは農地を買うというふうな話と思います。まず3条で出てきている●●●●さんが亡くなられて誰かが買うなりしないと荒れるわけですよ。事務局も法的に問題ないと言っていたので何らかの形で所有権を移転して、その移転された農地が利用集積計画の方に出ても私はいいと思います。農林振興公社に出しても誰かが耕作をするわけですよ。</p>
議長	<p>法的には3年間、公社に出てくれば受けなければいけないのですが山口県の場合は少なくとも今、言われたように公社はマッチングが成立しないと受けないと言っている。実際の法律と公社がやっていることに大きなギャップがありますので私たちは、どうなのだろうかというふうな疑問を持っている次第でございます。それと、もう一つ。疑問になってくるのは18,143㎡を今まで耕作されていた方は●●さんの田を綺麗に耕作しておられたのか。</p>
35番	<p>それは大丈夫です。</p>
議長	<p>事務局からの説明を信じないわけではございませんが5分ほど時間を下さい。少し休憩をとります。こういう時のための農業会議でございますので農業会議の方に意見を聞いてみようと思います。自分でも納得がいかない所がありますので。</p>



	<p>(休憩)</p> <p>農業会議に問い合わせたところ、きちんとした回答は出ませんでした。農地法3条の規定のうえでは、そういうことが出来るか出来ないのかということも、よく分かりませんということでした。他の部署にも問い合わせ聞いてみましょうということでした。臨時的に考えれば、貸さないといけないのなら買わない。ただ農事組合法人が農地を取得しないから、それを買って法人に貸してほしいというのであれば考え方は別ではないか。個人に貸すのであれば、どのように判断していいのか不明であるということでございました。後は、美祢市の農業委員さんの判断で3条を認めてもいいのではないかとということであれば認めればいいし、一ヶ月延ばすというのであれば延ばしてもいいし、駄目なら駄目で仕方ないのではないかとということが県の方の話でございました。だから、どっちになるかというのは分からないということでございます。</p>
事務局	<p>難しいことになったようでございますが私の見解では26年の法改正によりまして貸付地が耕作されておればいいと変わっております。今回の3条ですが3条で買われた農地を即、法人に出されるということは駄目だろうと思います。3条の要件で買った農地を最低2年、耕作しなさいよという要件がありますので、すぐ出されるのはいかがなものかと思っております。別の農地を今回、出されております。3条の取得と利用集積計画は、私は別物と考えております。3条で取得される場合は自分の持っている農地と貸し付けている農地、全て効率的に耕作されておれば要件を満たすというふうになっておりますので全く問題ないと私は考えております。</p>
11番	<p>買うからには一生懸命作るために買うのが本当であって、作れないから他に貸すということになります。</p>
事務局	<p>平成26年までの法ですと貸した農地を買う前に、貸したものを返してもらって自分で耕作しなさいという意味だったのですが緩和されまして26年に変わっております。今年の4月1日からの農業委員会法も変わっております。要は農地集積を効率的に進めるということです。どんどん貸し付けをし、受け手の方がどんどん貸し付けを受けると農地の利用化を最大限に進めていく、強化をしていくというのが29年度からの農業委員会法の改正の中に、しっかりおりこまれております。ですので貸し付けにつきましては何ら問題ないと私は理解しております。以上です。</p>
36番	<p>貸し借りの件については局長が言われたように分かりますが、これについてお金の出入りがあるのではないですか。片方で貸して、お金を儲けて片方では、その儲けたお金で農地を買うというのは良くないのではないですか。勉強不足で分かりませんが、そのへんはどうなのですか。機構を通して貸し借りをすると、お金がついてまわるのではないですか。</p>



委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数でございますので議案第1号 5番につきまして原案の通り決定いたします。今のような問題につきましては、きちんとした審議をして皆さんが納得され、後で大変なことになるといけませんので時間をいただきました。続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●●から北西に2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●に住む無職の者でございます。山間にあり鳥獣被害が多く耕作管理が困難な申請地に、くぬぎを1,300本植樹し今後は山林として管理する計画でございます。この案件につきまして農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
32番	32番、吉村です。先程、説明がありましたように猿、猪、鹿あらゆる鳥獣が出ております。持ち主におかれましては非常に苦労して管理しておられましたが、この状況では植林もやむを得ないのではないかと考えます。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
25番	25番、篠田です。転用に何ら問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。私は、この現地に2回ほどまいっております。1度は除外、そして今回の4条でまいりました。ほとんど栗の木が植えておられますけれど、それに上から下まで全て網がかけてあります。網から芽が出たとたん全て鹿が食べて逃げるといことで本当に苦労して今まで、どうにか栗を育てようとしていたと思います。私の方から補足をしておきます。それでは委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。



3 2 番	<p>3 2 番、吉村です。1月に除外申請が出ております。非常に険しい所でありまして妥当ではないかと思っております。2番ですがお寺の参拝者の方の駐車場、保育園を持っていらっしゃるということで問題はないと思っております。3番ですがやむを得ないということで問題ないと思っております。4番、5番、6番につきましては先程、事務局から説明がありました通りでございます。景観を美しくしていただければ問題ないと考えます。以上です。宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
3 4 番	<p>3 4 番、伊藤です。1番ですが大変、耕作困難な状況です。調査の委員さんの方が言われた通りです。ここは雑木、竹藪となっておりますが綺麗にされて使えるような状況までやっておりますので問題ないと思っております。</p>
議長	<p>2番につきましては最近まで家が建っていたように思っております。その家が解体され整地されておりました。その奥に若干、その家と引付いた形で畑の部分があったのではないかと考えられます。草が生えないように、これまで管理をしておられたようでございます。別段、問題はないというふうに思っております。</p>
3 3 番	<p>3 3 番、井上です。3番ですが住宅を建てるということで旧道になりますので車の出入りもほとんどありませんので別に問題ないと思っております。以上です。</p>
議長	<p>4番は中島委員ですので4番を含めまして4番、5番、6番をお願いします。</p>
1 番	<p>景観を美しくすることなので何ら問題ないと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。若干4番、5番、6番につきまして私が知っている範囲での補足をおきます。かなりの広い土地を県の口入れもありまして●●町と●●●●●、それと企業をしておられる方とで買われてリゾート開発を計画されたようでございます。その中で土地の買収がうまくいかなかった、うまくいかないのに加えて時代の流れの中でリゾート開発をするには大きなリスクを感じるような時代になってきた。等々の問題の中で開発という問題がなくなってきた中で、いざどうしようと思った時には買った土地について今度は持ち主が亡くなって相続人になったことで、どうにかきちんと処理がしたいという相談を合併当初から農業委員会、担当課も含めて受けてまいった次第でございます。その中で既に、ほとんどの所が荒廃しております。以前、現況</p>

委員	<p>証明でおとした所もかなりございます。道路に面した部分について現況証明は私の方針として絶対に認めないということで環境保全が出来るような形、花が咲き、秋になれば紅葉するような何らかのもので、奥の藪が見えないように目隠しをしてほしいということで、ずっとお願いをしておりました。全部ひどい藪でしたが今は綺麗に草刈もされまして管理をされております。少なくとも10年ぐらいは管理をしながら、きちんとした形で皆さんに迷惑をかけないようにするというので、このような形で申請が出た次第でございます。皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。番号1、2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>申し訳ありませんが議事目録の修正箇所がございますので、お願いいたします。2件目の●●さんの件でございますが変更理由の最後の方に平成28年3月31日まで延期したいとありますが、正しくは1年後の平成29年3月31日に修正願います。失礼いたしました。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北東に3.4kmの位置にあります。●●町の建設業、●●●からの申請でございます。平成27年12月22日付で平成28年3月末までの県発注中山間地域総合整備計画区画整備工事に伴う資材置場等の一時転用許可を受けられておりますが、ほ場整備工事の契約が平成28年7月29日まで変更となったことに伴い、資材置場等も同日の平成28年7月29日まで延長したいという申請でございます。ほ場整備工事自体の進捗状況は50%程度とのことでございます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南西に1kmの位置にあります。田としての耕作管理が困難であるとの理由で畑地造成の申請を平成25年3月18日付で受理しており、その後、昨年4月10日までの期間延長の事業計画変更を承認しておりますが予定より土砂の搬入が進まず完了予定を平成29年3月31日まで延長したいという申請でございます。現在の進捗状況は50%程度とのことでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1件目につきましては一時転用。2件目につきましては畑地造成でございますが地元委員さんより何かあ</p>

	<p>りましたら、お願いいたします。</p>
34番	<p>1番ですが進捗状況が50%程度とのことですが、そんなに進んでないのではないかと心配しております。7月29日まで終わるかどうかが担当委員としての意見です。</p>
33番	<p>33番、井上です。2番ですが時折、重機が入って造成工事をやっておりますので一年延びれば何とかなるのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号1から6を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>6件朗読。 1件目。●●●●●から北西に3.9kmの位置に所在します。農用地区域内農地の田の一面に携帯電話基地局を設置する届出でございます。後ほど、転用の農地法第5条第1項第7号の届出が出てまいります。現地において設置場所について指導後、即日に業者から、その通り設置いたしますということで農林課の方に連絡があったと聞いております。 2件目。●●●●●から東に1.6kmの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電施設を設置するための除外申請が出ております。 3件目。●●●●●から東に1.5kmの位置にある農用地区域内農地です。植林を行うための除外申請でございます。 4件目。●●●●●から北西に3.6kmの位置にある農用地区域内農地です。植林を行うための除外申請でございます。 5件目。●●●●●から北に200mの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電事業者が業務用倉庫を建てるための除外申請でございます。</p>

	<p>6件目。●●●●●から北東に900mの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電施設を設置するための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
32番	<p>32番、吉村です。1番ですが基地局の基礎部分と耕地に入る農道の中に若干、空き地がございました。現地調査で、その空いている土地はどうするのか会長から指摘がありましたが先程、事務局より説明がありましたが農道側に寄せるといふことが成立しております。2番ですが特に問題ないと思います。4番ですが持ち主も現地に立ち会われておりましたが石垣を組んで手間がかかった農地でありました。しかしながら鳥獣被害もひどいので元気うちに植林をして何とか管理をしたいということでした。5番ですが水路の確保をしっかりと下さいという指摘もございました。6番ですが荒地に近い状態になっておりますが、そこに太陽光発電施設の設置という申請でございました。以上でございます。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番について、ご説明いたします。申請者のお母さんが出て来られまして説明をしていただきましたが、ここに植林がしたいと。周りには全く害をなすような部分はありません。高速道路と市道と山に挟まれた三角形の土地でございます。別段、問題ないのではないかと思います。それと既に造成されておりますので申請の時には始末書がいきますよということ伝えて帰りました。以上でございます。地元委員さんより補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
29番	<p>1番ですが説明があった通りです。携帯が入りにくいということでアンテナを設置するということのようなようです。</p>
5番	<p>5番、吉村です。2番ですが以前は田んぼを作っておられましたが入水、脱水が大変ということで今回、申請が出されたものです。</p>
議長	<p>3番の担当地区の委員さんは、お休みですね。</p>
14番	<p>14番、田口です。4番ですが周りが山で今まで、よくやられたと思います。</p>
26番	<p>26番、岸です。5番ですが説明があった通りです。</p>



25番	25番、篠田です。6番ですが耕地として利用するには向かない所ではないかと思えます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
7番	6番ですが分間図の●●●●●―●が入ったパネルの図面になっていますが、この除外申請には入っていないので次の転用の時に除外申請出来ていないので駄目ではないですか。
事務局	●●●●●―●につきましては地目が原野でございまして農地ではございません。一体利用地として利用される予定がございまして除外の必要はございません。
議長	他にございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思えます。議案第5号につきまして原案の通り当番委員の報告による議事結果を意見と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。 続きまして議事順位第6 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 別紙に4月15日告示、利用集積計画がございまして。今回、全体で119筆ございまして。全体面積が184,672㎡、貸し手が41名、受け手が27名でございまして。設定者につきましては4ページ目から12ページになります。今回、借り手の方の名前の下に認という字を付けております。これは受け手の方が認定農業者であるということございまして。9ページ目の28番、●●さんですが機構を通した後、認定農業者あります●●●●さんに集積をおさめるということございまして。29番、●●●●さんにつきましては機構を通されて、これも●●●●さんに集積ということございまして。30番、31番、32番の●●さん、●●さん、●●さんにつきましては機構を通されて認定農業者であります●●●●さんに集積をされます。33番、●●●●さんですが機構をとおしまして法人の金焼に集積をされるということございまして。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用

	<p>することが認められる、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。農用地利用集積計画につきまして事務局より説明がありましたが、見られた中で地元委員さんより何かありましたら、ご意見いただけたらと思います。なければ、よろしゅうございます。よろしゅうございますか。(はいの声) 委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。採決に移らしていただいても、よろしゅうございますか。(はいの声) 議案第6号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定いたします。これより報告事項に入りたいと思います。議事順位第7 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 先程、除外申請で審議していただきました1番の同一の案件でございます。3m×4m画の中に携帯電話の無線基地局を設置するという届出が提出されております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本来ですと現地調査をされました委員の報告を受けるところでございますが、先程の除外申請の中で報告を受けておりますので省略したいと思います。ただ一つだけ皆さんに、ご承知をしておいてほしいのは除外申請を含めて農地法第5条第1項第7号という申請が同時に提出出来るようになっております。それと許可制度ではなくて、これは届出制度というふうになっております。事前に協議をして問題があるかないか確かめて問題がある時は是正をして下さいというのがあります。今回、位置を移動してほしいという話をしましたら、それは出来ないとなりましたが事前協議を行わなければいけない、今日が事実上の事前協議ということをお話ししましたら嫌々に移動したという経緯がございます。よくあるのは現地調査の日に既に重機が来て工事を始めるのをスタンバイして待っていることが時々ございます。法律に反しているわけではございませんので皆さんに認識をお願いさせていただきたいというふうに思っております。申し添えておきます。報告第1号につきまして皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>

委員	はい。
議長	特に発言もございませんようですので報告第1号を終わらせていただきます。
事務局	<p>続きまして議事順位第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から10を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>10件朗読。</p> <p>今回10件の解約の方が出ておりますが8番、9番につきましては先程、審議していただきました3条許可、所有権移転のために解約されたものです。1番と3番を除く、2番、4番、5番、6番、7番、10番につきましては次の借り手さんの見込みがあるということです。1番と3番につきましては地元の委員さんを中心に当たってもらっておる状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	ありがとうございます。1番と3番につきまして、お願いいたします。
3番	この前、事務局に行った時お話を聞きましたが本人さんからは何も連絡を受けておりません。阿座上さんの方に連絡があったようです。今日の話、伊藤さんが耕作者が決まったような話をされておりました。事務局の方で話したのは、あの辺に●●さんが新しく耕作されるから●●さんに、お願いしてみてもどうかという話で帰りました。
20番	20番、阿座上です。1番の●●さんですが私は、まだ詳しく聞いておりません。2番は藤井委員さんに話を通しまして●●●●さんが耕作するということになっております。3番の●●さんですが東側2枚に●●さんの土地があつて西側に●●さんの土地があります。●●さんの土地を通らないと●●さんの田に行かれません。それで●●さんは入院中ですから私が、お見舞いに行った時に聞いてみようという話は●●さんにはしております。●●さんは作りたいということでございます。
議長	1番の方も●●さんですか。
20番	初めて聞きました。
議長	1番の件も、お話をしてみただけならと思います。宜しく願います。皆さん今、聞かれた通りで阿座上委員に、ご足労い

33番	ただいて、どうか決まればなと思います。合意解約でございますが他に委員も皆さんより、ご意見ありますか。
議長	33番、井上です。先月の合意解約で●●●さんと●●●さんの件ですが今後は自己保全で責任をもって荒廃地にしないようにしますと確認がとれましたので、ご報告申し上げます。以上です。
委員	ありがとうございます。他に何かございせんか。
議長	はい。
事務局	阿座上委員に、お願いするということで他に意見もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第9 報告第3号 畑地造成事前報告について議題といたします。番号1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。●●●●●から北東に3.4kmの位置にある田でございます。農地の耕作管理人が大型農機具を使用しやすいように残土により造成するものでございます。平成23年4月に届出がありましたが、この時は2地番の農地がありまして、これが地籍調査による合筆で2筆の地番が1つになったものでございます。元々の1筆分については平成24年には既に造成が完了しております。そして作付け等行った経緯が完了報告書、現地確認のうえで確認しております。面積が5,793㎡のうち1,510㎡という残地部分の造成という申請が出ております。 2件目。●●●●●から北東に4kmの位置にある畑でございます。隣接する市道との高低差があり現在、耕作管理が困難になっておるため残土による盛土を行い、今後も畑地として耕作管理していこうという申請でございます。 3件目。●●●●●から南西に1.6kmに位置にあります。県道が隣接しており高低差があるため、現在日当たりが悪く、これを改善するため残土による盛土を行い畑地として管理していくという申し出でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
32番	32番、吉村です。1番ですが以前から残土を利用して造成されておりますが今回2回目ということでございます。現在、野菜等

	栽培しておられます。特に問題ありません。2番ですが崖下で日当たりも悪く非常に不便な所でございます。3番ですが山に挟まれた狭い所です。ため池がございますが、きちんとして問題ないようにするという事でした。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員さんより何か補足説明がございましたら、お願いいたします。
34番	1番ですが造成されましたが更に低い所をかさ上げして使いやすい田にするということで問題ないと思います。
議長	2番の地元委員さんは、お休みです。
33番	33番、井上です。3番ですが土砂を削って出た土で埋めるということで問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。
議長	1番ですが昨年までは猪の柵で、ハウスにネットをかけておられました。他の部分は大豆か何かを植えておられたようです。ネットの中では若干、野菜を収穫されたようです。最初の時あまりにも造成面積が大きいので出来ますか？ということに対して申請者の田中さんではなく実際に畑地造成をやっている業者さんが責任をもってやられるということでございます。畑の部分についてはトラクターを持って行き近日中に私がおこすようになっております。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に意見もございませんようですので以上もちまして報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第10 報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 先程、農地法第3条で別途、審議いただきました●●●●さんが取得されようとした土地でございます。平成23年2月9日に亡

	<p>●●●●●相続財産管理人であります弁護士との間で3条許可が出ましたが、こちらが亡●●●●●相続財産でなかったことから所有権移転登記が出来なかったということで●●さんが、この土地を取得するにあたり、こちらの許可の取消願をされ本来の●●●●●さんの相続財産管理人との間で所有権移転をされようとして今回、許可の取消願が提出されたものでございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。先程の3条絡みの案件でございます。一度、3条で許可をしたようになっておりますが書いてありますように弁護士の方の勘違いと言いますかミスで出来なかったということでございます。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第11 報告第5号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1、2を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請は1筆、昭和50年代には耕作放棄しており平成元年頃、道路整備の際に隣接する国道の歩道部分として利用されております。</p> <p>2件目。申請は8筆、●●●●番につきましては昭和初期、戦前より宅地、庭等となっております。●●●●番●は戦前より土蔵の敷地、以下●●●●番●、●●●●番●も昭和20年以前より耕作放棄後、宅地として現在まで利用されております。●●●●番●と●●●●番●につきましては昭和20年、戦前より通路として使用されており現在も利用されております。場所が離れますけど●●●●番につきましては昭和30年代には既に耕作放棄されており現在、竹や雑木が繁茂しております。こちらも場所が離れますが●●●●番●につきましては昭和30年代に耕作放棄後、杉、桧、雑木等が繁茂・生育しておる状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
32番	<p>32番、吉村です。1番ですが平成元年頃の道路整備の際に道路の一部として提供されております。この時、名義や地目の変更が</p>

	されないまま現在に至っているということです。2番ですが現況は先程、事務局から説明があった通りでございます。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員さんより何か補足説明ございましたら、お願いいたします。1番ですが先程の当番委員さんの報告の通りでございます。別段、問題ないというふうに思っております。2番の担当地区の委員さんは、お休みですね。2番ですが当番委員の方が説明するのが大変だというぐらい家があって、その間に通路があってというふうなかたちです。小さい面積が何筆もありますが、区画整備で残った部分が若干あるのではないかと思います。以上でございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
7番	1番ですが国に提供しているので、このままでもいいのではないですか。なぜ申請を出されたのですか。
議長	ご病気で入院されておりました財産管理人がくっついております。それで今回ほとんどの財産を処分される中で、これも一緒に名義変更をしようかなと思って3条で出てくるようになっておったのですが実際に行ってみたら農地がございません。農地がない所を、どうやって3条にしたらいいだろうか。実際には司法書士さんの方より農業委員会に問い合わせがありまして現況証明で処理をして道路にするということです。
7番	お金を払ってまで登記を変えるのですか。
議長	多分お金を払うことなく登記出来ると思います。司法書士の方には県の方からお金が出るのではないかと思います。以上でございます。他に、ご意見ございませんか。
委員	はい。
議長	発言もございませんようですので報告第5号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第12 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農業生産法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。

	<p>今回2件、●●●●●●●●●●さんと●●●●●●●●●●、提出がございました。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査をしましたところ適正でありましたことを、ご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もございませんようですので報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、その他にうつりたいと思います。まず農業相談日ですが、ありませんでした。事務局、及び農業振興部会長さんより報告をお願いしたいところではございますが先月の総会で私の方から県の審議方法について皆さんにおはかりをして県の方にもっていきました結果について報告をしておきます。この4月から3,000㎡以上の転用の申請、それから農業用地域等以外は県の会議で審議しなくてもいいというふうに農地法が変わっております。ただ、そのような中で山口県については従来通り審議をしていくということになりました。若干、時間はかかると思いますが、そんなに時間を取るようなことはないというふうに思います。それと面積を大きくしたりしますと審議をすることがないのと、もう一つは、これはどうなっているのというようなことがあっても誰も指摘をしないということの中で農地法が軽視化されていくのではないかとということもございますので従来通りしていくと決定をしましたので、ご報告をいたします。それと色々な支障が出てくるたび、その問題については解決をしていこうということになっております。それでは振興部会長さんより報告がございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>先に私の方から説明させていただきます。今日、配布しております資料で平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）をご用意下さい。平成21年1月23日付けで経営財5791号により農業委員会の適正な事務実施についてにより活動計画の点検・評価と次年度の活動計画を作成する制度があります。27年度の活動計画の点検・評価（案）を先月の総会終了後、そして3月31日に農業振興部会の方で作成いたしました。それで28年度の活動計画案については新たな通知が発出される予定でございます。その内容は様式の変更とか意見徴収の廃止、提出期間の変更により今回は配布しておりません。27年度分は今まで通り作成して下さいということでございましたので今日の総会で案を報告いたしまして30日間、意見募集を行い6月の総会で修正案を踏まえて決定する流れになっております。1ページ目から4ページ目までを私、中村の方から説明いたしまして5ページ目から8ページ目までを野村振興部会長の方から説明されます。（報告）</p>



2番	振興部会からの報告。
議長	委員の皆さんより何か提案、意見等ございましたらお願いいたします。
5番	農地部会の方からですが利用状況調査も昨年と同様に行いたいと思います。皆さんにも把握していただいて気付きがあれば言っていただきたいと思います。
議長	利用状況調査について今年は昨年より早く9月ぐらいまでに終わらせる予定です。今までは10月、11月までにやっておりましたけれど実は国、県等への報告を1月頃にしなければいけないようになりましたので今年は暑い時期ではございますが田植えが終わった時期から始めるようになると思いますので、ご協力お願いいたします。他にありませんようでしたら事務局より事務連絡お願いします。
事務局	利用状況調査ですが国の方が11月には勧告の手続きをしないといけないので8月から9月末までに終了しないと間に合わないということで今年からですが暑い時期ですが8月から9月の間で実施をしたいと考えておりますので宜しくお願いします。それでは今後の日程でございます。来月の総会は5月12日の木曜日でございます。場所は、こちらでございます。それから農業相談日ですが4月20日の水曜日でございます。美祢地区につきましては中野委員さん、美東地区につきましては田口委員さん、秋芳地区につきましては山中委員さんでお願いいたします。現地調査でございますが4月27日の水曜日でございます。三戸委員さんと藤岡委員さんでお願いいたします。三戸委員さんにつきましては8時30分までに秋芳総合支所の方へ、おいでいただきますようお願いいたします。来月の総会は5月12日でございますが補足と言いますか連絡事項を申し上げます。農地転用等にかかる標準的な事務処理期間というのが、この度を改正されまして3条につきましては申請から3週間。4条、5条につきましては4週間という規定が設けられました。4条、5条につきましては最終的には諮問会議のほうで受けて許可を出します。それを4週間さかのぼりますと、毎月の締め切り日を20日にしておりましたが5月から毎月末といたします。末が土日でありましたら金曜日に変更いたします。従いまして6月から総会の開催日が毎月15日、16日、17日あたりになります。現地調査ですが毎月末に締め切って月初めの6日、7日、8日あたりになります。それをもって16日頃に総会にかけて28日の諮問会議にのぞむということでございます。4週間を過ぎるといけないということで変更しないといけないということで山口県もなっております。●●●、●●、●●は変更されたというふう聞いております。どの市町も今から変更するというのでございますので美祢市も6月から変更をさせていただきたいと思っております。農業相談日も変更を考えております。事務局の案といたしましては毎月の第2火曜

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日に変更したいと思います。以上です。</p> <p>続きまして私の方から説明いたします。今日お配りしております資料で農業委員の地位を利用した選挙運動の禁止事項についてという資料をご用意下さい。任期満了にともなう美祢市長選挙、そして美祢市議会議員の一般選挙が、この日曜日。平成28年4月10日付けで告示されます。農業委員さんにおかれましても選挙運動の依頼等があると思われまますので選挙運動の注意事項として、この資料を配付しております。農業委員さんは特別職の地方公務員でございます。地位利用の選挙運動は禁止されております。1番目に3条の許可、転用の許可をする時、関係者に地位を利用することは禁止ということです。2番目に会長さんや職務代理さんが農業委員さんに対して選挙に際して投票を勧誘することは禁止ということです。3番目ですが農業委員会事務局職員による窓口業務や農業委員、職員による戸別訪問の際に住民に働きかけるということはいけませんということでございます。したがって一般社交上の礼儀として地位を記載し、名乗る場合にはこれに該当しない。単に社会的な地位の高さ名声を示すために公的な地位の名称を使用することがあっても地位利用とは言い難いということでございます。具体的には推薦状に単に職名（農業委員会会長）を通常の方法として記載することや演説会において単に職名を名乗ることは直ちに地位利用には該当しないということでございます。選挙管理委員会の話では地位利用にならなくても表だった活動は控えてほしい。見ている人は、いいほうに見ていないということで裏のほうで活動をお願いしたいということございました。ご不明な点がございましたら選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。それから先月、利用権設定の告示をいたしまして異議申立はございませんでした。それで4月1日から効力を発揮しております。それで貸し手さん、借り手さんの方に控えを送付するわけですが今、発送の準備をしておりますので4月15日付ぐらいで発送するようになっております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。それでは本日の総会を終了いたします。</p> <p>互礼。</p> <p>午後4時55分閉会。</p>
----------------------	--

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成28年4月7日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

